

裁判所における会計経理等に関する会計検査の結果について
の報告書（要旨）

平成 2 5 年 9 月
会 計 検 査 院

1 検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査要請の内容

裁判所における会計経理等についての次の各事項である。

- ① システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況
- ② 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況
- ③ 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

(2) 検査事項の概要

ア 裁判所が運用しているシステムの概要

最高裁判所は、裁判所の事務の合理化及び効率化を図り、裁判機能の充実を図るなどのため、地方裁判所における民事事件に関する事件管理、保管金管理等を行う「民事裁判事務支援システム（MINTAS）」、地方裁判所における刑事事件に関する事件管理、期日管理、押収物管理等を行う「刑事裁判事務支援システム（KEITAS）」、情報システムの基盤として全国の裁判所を結ぶネットワークである「司法情報通信システム」等の情報システムを運用している。

イ 請求書、納品書等の会計書類の概要

裁判所は、会計法令等に基づき、契約の締結時に、通常、契約書等を作成することとされており、契約相手方から、履行の完了時に、役務契約であれば作業完了報告書、物件の購入であれば納品書の提出を受けて、検査職員によって検査を行う。そして、その後契約相手方から請求書の提出を受けて支出決定決議書を作成して、これに基づいて支払が行われる。

ウ 検察審査会制度の概要

検察審査会は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）に基づいて、検察官による公訴を提起しない処分（不起訴処分）の当否の審査等を行う組織であり、平成25年6月末現在、全国に165の検察審査会が設置されている。検察審査会は、検察審査会議（以下「会議」という。）を開催して、不起訴処分とされた事件の処分の当否を審査（以下「事件審査」という。）する。また、会議は、公開しないこととされている。

各検察審査会は、衆議院議員の選挙権を有する者から選定された11人の検察審査員によって組織される。また、検察審査員が欠けたときなどに代わりの検察審査員

となる補充員が検察審査員と同様に11人選定される。検察審査員及び補充員（以下、両者を合わせて「審査員等」という。）の任期は6か月とされている。検察審査会は、審査員等の任期が開始したときは、その都度速やかに会議を開催し、検察審査会長を互選しなければならないとされており、また、毎年3月、6月、9月及び12月にもそれぞれ会議を開催しなければならないなどとされている。

各検察審査会には、事務局が置かれ、最高裁判所が定める定員の検察審査会事務官を置き、検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から最高裁判所が命じること、検察審査会事務官のうち1人を検察審査会事務局長に任命して、検察審査会事務局長及び他の検察審査会事務官（以下、両者を合わせて「事務局職員」という。）は、検察審査会の事務をつかさどることなどとされている。

検察審査会に関する経費は、裁判所の経費の一部として国の予算に計上しなければならないとされている。また、審査員等、証人等及び弁護士の中から委嘱される審査補助員に対して旅費、日当及び宿泊料を支給することとされており、そのほかに、審査補助員に対しては手当を支給することとされている。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、裁判所における会計経理等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような着眼点により検査を実施した。

(ア) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

契約方式は適切なものとなっているか、予定価格の算定は合理的なものとなっているか。

(イ) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

会計書類が適正に作成され、管理されているか、調達手続は適正に行われているか。

(ウ) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

支出の規模はどの程度か、審査員等に対する旅費等の支出は適正に行われているか。

イ 検査の対象及び方法

(ア) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

23、24両年度に最高裁判所が支払を行った情報システムに係る契約のうち、会

計法令上、少額であることを理由として随意契約によることができるとされていないものを対象として、最高裁判所から調書を徴するとともに、最高裁判所において予定価格の算定等の状況について関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(イ) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

最高裁判所、8高等裁判所、全国に50ある地方裁判所のうちの25地方裁判所及び全国に50ある家庭裁判所の中で専任所長の置かれた26の家庭裁判所のうちの5家庭裁判所、計39裁判所から会計検査院に提出された23、24両年度の支出計算書（官署分）の証拠書類について、物件費及び施設費に係る請求書を対象に書面検査を行うとともに、納品書その他の会計書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、物品の納入等に係る契約先の中から選定した14業者等に対して、帳票類の提示を受けるなどして、会計実地検査を行った。

(ウ) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

事件審査の件数を考慮するなどして選定した42検察審査会における22、23両年度の公費の支出状況について、その会計事務を行っている25地方裁判所において関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、22年度から24年度までの検察審査会の運営に関する調書等を全165検察審査会から徴して検査した。また、審査員等が実在の人物であったのかを確認するために、11検察審査会の会議に出頭したとして旅費等が支払われている者に対して、会計検査院から調査票を郵送して調査を実施した。

上記(ア)から(ウ)までの会計実地検査に要した人日数は、計382.4人日である。

2 検査の結果

(1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

ア 契約方式、落札率等の状況

システム関連の調達を契約方式別にみた場合、競争契約の占める割合は、件数で56.1%（年間支払金額1000万円以上の契約では48.3%）、金額で59.3%（同59.0%）となっていて、23年に報告した25府省等の情報システムに係る契約に関する競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況についての報告書（件数で56.6%、金額で72.2%。以下、この報告書を「23年報告」という。）と比べて

低い状況となっていた。競争契約の占める割合が低いのは、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときに行われる随意契約（以下「不落随契」という。）を除いた随意契約の大半が実質的な複数年度契約となっていたことによるものである。

契約方式別の平均落札率は、随意契約で99.6%（年間支払金額1000万円以上の契約では99.8%）と、競争契約の79.6%（同81.6%）と比較すると高くなっており、23年報告（競争契約で87.3%、随意契約で98.6%）と比べて競争契約の場合は低く、随意契約の場合はほぼ同等となっていた。このような状況となっているのは、随意契約の大半を占めている実質的な複数年度契約において、調達の際に契約期間全体の総額で入札を行っていることから、初年度の契約の時点で次年度以降の支払金額も定まっているため、予定価格と契約金額が同じになっていたり、不落随契において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときに最低価格で入札した者と予定価格の範囲内で価格交渉が行われるため、予定価格と契約金額の差が小さくなっていたりすることによると考えられる。

競争契約のうち、応札者数が1者のみのもの（以下「1者応札」という。）の割合は40.1%（年間支払金額1000万円以上の契約では49.3%）と、23年報告（66.4%）に比べて低くなっていたが、平均落札率は95.4%（同95.0%）と、23年報告（96.0%）と同等の高い比率となっていた。また、1者応札となった契約の仕様書において、応札可能な業者が明確に限定されるような記載は見受けられなかった。

イ 予定価格の算定

最高裁判所は、予定価格の算定に当たって、独自に定めた技術者単価等を用いて積算した積算額と入札参加予定業者から徴した参考見積書の見積金額を比較するなどして予定価格を算定している。年間支払金額1000万円以上の契約147件を対象に、予定価格の内訳に不合理な点はないか、予定価格の算定の際に不適切な手順が採られていないかなどについて、予定価格調書の内訳や算定の手順を確認するなどして検査したところ、特に報告すべき事態は見受けられなかった。

ウ 競争性の確保の取組

最高裁判所は、システム関連の契約において、競争入札等への移行に努めたり、業者が広く参加できるよう仕様の見直しを図ったり、入札の公告期間等を長くしたりするなどして、競争性の確保に取り組んでいる。

(2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

ア 会計書類の日付の記載

最高裁判所及び下級裁判所においては、24年度以降、最高裁判所が発した業務要領に基づくなどして日付の記載のない請求書等の提出を受けないよう改善に取り組んでおり、39裁判所の請求書全体の件数のうち日付の記載のない請求書の割合は23年度23.2%に対し、24年度は6.7%となっていた。また、23年1月以降、納品書の取扱いについても給付を終了した日付等を明確にするよう改善に取り組んでいる。

イ 調達手続の適正性

随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が23、24両年度、計3裁判所、契約件数計176件、契約金額計2606万余円見受けられた。このような事態は、会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められる。また、会計書類の作成手続、保存等が適切でなかったり、履行の完了前に検査調書を作成するなど検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしていたものが、23、24両年度、計12裁判所、契約件数計19件、契約金額計1億4837万余円見受けられた。

(3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

ア 検察審査会の運営に関する予算等

(ア) 「(項) 検察審査費」の歳出予算現額等の推移

一般会計「(組織) 裁判所」には、検察審査業務に必要な経費として「(項) 検察審査費」が計上されている。この「(項) 検察審査費」の22年度から24年度までの歳出予算現額及び支出済歳出額は、表のとおりとなっている。

表 「(項) 検察審査費」の歳出予算現額及び支出済歳出額 (単位：千円)

予算科目	平成22年度		23年度		24年度	
	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額
(項) 検察審査費	377,783	314,258	359,370	297,057	366,543	279,620
(目) 委員手当	19,339	1,651	6,994	1,228	6,007	1,226
(目) 職員旅費	972	—	972	—	972	—
(目) 委員等旅費	777	7	268	8	262	11
(目) 検察審査員旅費	277,043	263,484	284,625	251,396	296,888	239,833
(目) 証人等旅費	138	21	138	—	138	8
(目) 庁費	79,514	49,094	66,373	44,423	62,276	38,539

(イ) 平成21年度予算における計上方法の変更

検察審査会に係る予算は、平成20年度予算まで一般会計「(組織) 検察審査会 (項) 検察審査会」として、「(組織) 裁判所」とは区分して計上されていた。事務局職員の人件費等についても、裁判所職員の人件費等とは区分されて「(組織) 検察審査会」に計上されていた。しかし、平成21年度予算においては、この計上方法が見直され、「(組織) 裁判所 (項) 検察審査費」として引き続き裁判所の他の経費と区分して計上されるものと、地方裁判所等の経費と合わせて「(組織) 裁判所 (項) 下級裁判所」として計上されるものとに分けられた。

イ 会議の開催状況

165検察審査会における会議の開催回数は、22年度は2,212回、23年度は2,145回、24年度は2,083回となっている。また、事件審査を行わなかった会議が各年度とも会議開催回数の4分の1程度を占めている。

ウ 審査員等に係る旅費等の支出状況

会計実地検査の対象とした42検察審査会の会計事務を行っている25地方裁判所においては、審査員等の旅費等は全て金融機関の口座への振り込みにより支払われており、ほぼ全ての振り込みについて、振込先は審査員等と同じ氏名の名義の口座となっていた。審査員等の氏名と異なる名義の口座への振り込みが、4検察審査会の5人の審査員等について見受けられ、このうち3検察審査会の4人については、当該検察審査会によるといづれも審査員等本人からの申出による当該審査員等の親族への振り込みであるとされていて、残る1検察審査会の1人に係る振り込み(9,034円)については、氏名が同じ漢字であった別人の口座へ誤って振り込んだものであった。なお、誤って振り込んだ旅費等については、25年7月までに返納を受けるとともに、正しい支払先に支払っている。

審査員等が実在の人物であったのかという点を確認するために、11検察審査会の会議に23年5月から7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を直接郵送した。この結果、146人から回答があり、この146人全員から、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。

審査員等の出頭状況については、事件審査を行わなかった会議に係るものなどの一部の会議については、請求書以外に記録が残される仕組みとなっていなかった。日当の額については、適正な額の決定に資するために参考にするようにされている

「検察審査員等の日当の支給基準等について」（平成12年刑一第169号検察審査会事務局長宛て刑事局長・経理局長依命通達）において、検察審査員の会議の関与時間等を勘案して決定することとされているが、審査員等の関与時間の記録を作成し保存することとはされていなかった。

エ 証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況

証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出について、検査した範囲では、請求書等と関係書類の記録との整合性がとれていない事態は見受けられなかった。

オ 検察審査会に係る庁費の支出状況

「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出済歳出額は表のとおりとなっていて、地方裁判所の他に、最高裁判所等においても支出がある。また、これ以外に「(項) 下級裁判所 (目) 庁費」からも備品、消耗品等の購入経費や光熱水料といった経費が地方裁判所等の経費と区別なく支出されていて、決算上、これらの経費について検察審査会の運営に伴う分を把握することはできない状況となっている。そこで、検察審査会で使用している備品の購入等に要した経費について物品管理のデータ等に基づいて集計したところ、22年度499万余円、23年度423万余円、24年度603万余円となっていた。

カ 事務局職員の人件費の支出状況

事務局職員の人件費は、地方裁判所等の職員の人件費と一括して予算計上されており、決算上、事務局職員の人件費の額を把握することができない状況となっている。^(注)そこで、事務局職員の給与簿を基に集計したところ、人件費の額は、22年度47億3925万余円、23年度48億3661万余円、24年度44億8661万余円となっていた。このうち、裁判所への併任発令を受けていない事務局職員に係る人件費は、22年度8億3670万余円、23年度8億1701万余円、24年度7億3409万余円となっており、併任発令を受けている事務局職員に係る人件費は22年度39億0255万余円、23年度40億1960万余円、24年度37億5252万余円となっていた。

(注) 人件費 今回の集計に際しては、対象年度に支払われた給与の額等を集計しているため、例えば超過勤務手当については前年度3月分の超過勤務の実績により当該年度4月分の給与として支払われている分についても当該年度分とするなどして集計している。

3 検査の結果に対する所見

(1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

最高裁判所においては、随意契約について国庫債務負担行為を活用した競争契約に移行したり、1者応札について仕様の見直しを図ったりなどしているが、今後も、政府内での情報システムに関する議論等の動向を踏まえながら、システム関連の調達における契約の透明性の向上、競争性の確保、適切な予定価格の算定等について引き続き努力する必要がある。

(2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

各裁判所においては、最高裁業務要領に基づき、日付の記載のない請求書について引き続き改善に取り組む必要がある。また、随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態は、会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められることから、今後、同様な事態が起らないよう改善する必要がある。さらに、会計書類の作成手続や保存等が適切でなかったり、検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしている事態については、裁判所全体として改善する必要がある。

(3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

各検察審査会においては、旅費等の支給の適正性を事後的に確認できるように、請求書以外に記録が残される仕組みとなっていない事件審査を行わなかった会議等に係る審査員等の出頭状況や日当の額を決定するに当たって重要な要素となっている審査員等の会議への関与時間について、適切に記録し保存する体制を整備することが肝要である。

会計検査院としては、以上の結果に留意しつつ、今後とも裁判所の会計経理等が適正かつ適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。